

令和 8 年度首都圏向けプロモーション動画制作事業 公募型プロポーザル質問回答書

令和 8 年 6 月 16 日 高島町商工観光課

※本質問回答書は、実施要領及び仕様書と一体のものとして取り扱います。

【参加資格・提出方法】

質問 1 高島町における競争入札参加資格を取得していない場合でも参加可能か。

回答 参加可能です。実施要領に定める参加要件を満たしている者であれば参加できます。

質問 2 プロポーザル参加申請書は電子メールで提出可能か。

回答 可能です。実施要領 3（1）のとおり、参加申請書（様式第 1 号）は電子メールによる提出を認めます。

質問 3 参加申請書及び提案送付書の押印は必要か。

回答 押印の有無は問いません。押印がない場合であっても受領します。

質問 4 郵送とは宅配便等も含むか。

回答 含みます。提出期限までに到着することを条件として、宅配便等による提出も可能です。

質問 5 共同企業体又はグループで参加する場合の提出書類はどのようなになるか。

回答 代表事業者を定め、参加申請書は代表事業者名で提出してください。会社概要書（様式第 3 号）及び誓約書（様式第 6 号）は構成事業者ごとに提出してください。履行実績書（様式第 4 号）は代表事業者が作成してください。

【企画提案書】

質問 6 企画提案書は PowerPoint 形式及び A4 横で作成してもよいか。

回答 可能です。企画提案書は任意様式によるため、PowerPoint 形式及び A4 横による作成も可とします。

質問 7 企画提案書のページ数制限はあるか。

回答 ページ数の制限は設けません。ただし、審査に必要な内容を簡潔かつ分かりやすく整理してください。

【ショート動画・プロモーション戦略】

質問 8 ショート動画の時間及びアスペクト比等の指定はあるか。

回答 特に指定はありません。事業目的の達成に効果的な形式を提案してください。

質問9 「首都圏等の人口集中地域」とはどの範囲を想定しているか。

回答 主として首都圏を想定していますが、一都三県又は一都七県等に限定するものではありません。事業目的の達成に効果的と考える対象地域を提案してください。

質問10 本事業で特に重視するターゲット層や関係人口像はあるか。

回答 首都圏等の人口集中地域に居住する方のうち、高島町の企業や地域産品に関心を持ち、将来的な関係人口となる可能性のある層を主な対象として想定しています。特に、地域産品の消費や情報発信、企業との接点づくりなど、多様な形で継続的な関わりにつながる層を意識した提案を期待します。

質問11 対象企業及び地域産品について、町として特に発信を希望するものはあるか。

回答 特定の企業や商品を指定するものではありません。仕様書に記載する選定の視点を踏まえ、高島町の魅力発信及び関係人口創出に資する対象を提案してください。なお、地域資源を活用した商品や地域産業を支える企業など、高島町らしさを発信できる提案を期待します。

質問12 対象企業等との調整に町は協力するか。

回答 受託者が主体となって進行管理を行うことを想定していますが、必要に応じて町も対象企業等との連絡調整に協力します。

質問13 動画やSNS等の誘導先として想定しているページはあるか。

回答 現時点で特定の誘導先は指定していません。既存ページの活用を基本としながら、より効果的な導線について提案してください。

質問14 新規ページの作成や既存ページの改修は可能か。

回答 提案を妨げるものではありません。ただし、実施にあたっては町と協議のうえ決定するものとします。

【SNS・インフルエンサー】

質問15 SNS発信は高島町公式SNSアカウントを利用する前提か。

回答 町公式SNSアカウントの活用は可能ですが必須ではありません。受託者が企画・運用する媒体やインフルエンサー自身のアカウントによる発信も提案対象とします。

質問16 SNS発信の期間及び投稿回数の想定はあるか。

回答 特に指定はありません。事業効果を高めるために必要と考える発信期間及び投稿回数を提案してください。

質問17 インフルエンサー活用にあたり、フォロワー数等の条件はあるか。

回答 特に条件は設けていません。フォロワー数だけでなく、本事業のターゲット層との親和性や発信内容との適合性を踏まえ提案してください。マイクロインフルエンサーの活用も可能です。

質問 18 動画や投稿コンテンツの確認・修正フローはあるか。

回答 公開前に町による内容確認を実施します。また、必要に応じて対象企業等の確認を行う場合があります。詳細な確認回数や確認方法については契約締結後に協議のうえ決定します。

【効果測定・KPI】

質問 19 KPI 設定の参考として町ホームページ等のアクセス数を公表できるか。

回答 提案にあたっての参考情報として、町ホームページ及び移住定住サイトのアクセス数（令和 8 年 3 月～5 月の当該ページの P V 数及び U U 数）実績を以下のとおり公表します。

	トップページ P V 数	移住定住サイト P V 数	トップページ U U 数	移住定住サイト U U 数
3 月	11, 162	333	4, 579	206
4 月	10, 968	248	4, 694	171
5 月	7, 726	143	3, 456	85

なお、本事業における誘導先や KPI については特定のページを指定するものではありません。提案者の知見及び実績に基づき本事業の目的達成に効果的と考える KPI を設定してください。

質問 20 効果測定に必要なアクセスデータの提供は可能か。

回答 契約締結後、効果測定に必要なアクセスデータについて、町が保有する範囲において提供します。

【著作権等】

質問 21 インフルエンサー等第三者が作成又は投稿するコンテンツについても著作権譲渡が必要か。

回答 第三者が権利を有するコンテンツについては、必ずしも著作権譲渡を求めるものではありません。ただし、高畠町が事業目的の範囲内で継続的に活用できるよう、必要な利用許諾を取得してください。

質問 22 利用許諾による対応は可能か。

回答 可能です。ただし、本事業の成果物については、高島町が事業目的の範囲内において継続的に活用できるものとし、町ホームページ、SNS、広報紙、パンフレット、観光PR資料、各種イベント等での利用に支障のない利用許諾を取得してください。

質問 23 高島町による利用及び複製とはどのような利用を想定しているか。

回答 町ホームページ、SNS、広報紙、パンフレット、観光PR資料、各種イベント等における活用を想定しています。また、事業目的達成のために必要な範囲で継続的に利用することを想定しています。

質問 24 利用及び複製には編集、切り出し、字幕追加等も含まれるか。

回答 事業目的達成のために必要な範囲での編集、再編集、切り出し、字幕追加等を想定しています。ただし、第三者の権利を侵害しない範囲とします。

質問 25 編集可能データとは何を指すか。

回答 完成動画の編集データを想定しています。

質問 26 テンプレート、プラグイン、第三者素材、独自ノウハウに係るデータも納品対象となるか。

回答 納品対象には含みません。

質問 27 第三者が権利を有する素材については利用許諾取得により対応可能か。

回答 可能です。受託者の責任において必要な権利処理を行ってください。なお、高島町が事業目的の範囲内で継続的に活用できるよう、必要な利用許諾を取得してください。